

# 第1回利根川・江戸川有識者会議

## ( 議事録 )

2006年12月4日(月)

出席者(敬称略)

- 座 長 宮村 忠 ( 関東学院大学教授 )  
委 員 浅枝 隆 ( 埼玉大学大学院教授 )  
岡本 雅美 ( 元日本大学教授 )  
桐山 桂一 ( 東京新聞論説室論説委員 )  
小林 忍 ( 上毛新聞社論説委員長 )  
佐々木 寧 ( 埼玉大学大学院教授 )  
清水 義彦 ( 群馬大学助教授 )  
寺内 洋二 ( 茨城新聞社編集局報道本部学芸部長 )  
野島 幸治 ( 千葉県水産総合研究センター内水面水産研究所長 )  
福岡 捷二 ( 中央大学研究開発機構教授 )  
三木 雄三 ( 千葉日報社地方部長論説委員 )  
虫明 功臣 ( 福島大学教授 )  
山越 克雄 ( 下野新聞論説委員 )

( 五十音順 )

お`ザ`ハ` - 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都

## 1. 開会

【事務局：渡邊河川調査官】 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきますと思います。本日はお忙しい中、第1回利根川・江戸川有識者会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます関東地方整備局河川調査官をしております渡邊と申します。よろしくお願いたします。それでは最初に、本日の資料の確認をさせていただきますと思います。議事次第、有識者会議委員名簿、座席表及び利根川・江戸川有識者会議の規約案で、4枚のホチキスどめになっていると思います。以上が本日の前半部分の資料でございます。あわせまして、利根川流域市民委員会から委員の皆さん宛の意見書が届いてございますので、それを配布させていただいてございます。不備等々ございましたら、事務局のほうにいただければと思います。よろしいでしょうか。本来であれば、最初にこちらのほうからごあいさつさせていただくところでございますけれども、まず最初に、本会議の規約等々について確認させていただきますと思います。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

## 2. 規約及び公開規定等の確認

【事務局：渡邊河川調査官】 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきますと思います。本日はお忙しい中、第1回利根川・江戸川有識者会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます関東地方整備局河川調査官をしております渡邊と申します。よろしくお願いたします。それでは最初に、本日の資料の確認をさせていただきますと思います。議事次第、有識者会議委員名簿、座席表及び利根川・江戸川有識者会議の規約案で、4枚のホチキスどめになっていると思います。以上が本日の前半部分の資料でございます。あわせまして、利根川流域市民委員会から委員の皆さん宛の意見書が届いてございますので、それを配布させていただいてございます。不備等々ございましたら、事務局のほうにいただければと思います。よろしいでしょうか。本来であれば、最初にこちらのほうからごあいさつさせていただくところでございますけれども、まず最初に、本会議の規約等々について確認させていただきますと思います。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局：高橋河川計画課長】 河川計画課長をしております高橋と申します。よろしくお願いたします。それでは、利根川・江戸川有識者会議（仮称）規約（案）という資

料をご覧いただきたいと思います。まず、規約（案）でございますが、順次読み上げさせていただきますので、その後にご意見をいただければと思います。第1条、名称。本会は、「利根川・江戸川有識者会議（仮称）」（以下「会議」という）と称する。第2条、目的。本会議は、河川管理者である国土交通省関東地方整備局長（以下「局長」という）が「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（案）」を作成するに当たり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聞く場として設置するものである。第3条、組織等。会議の委員は、局長が委嘱する。2、会議は、別表で掲げる委員及びオブザーバーで構成する。3、委員の任期は「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」が策定されるまでとする。第4条、座長。会議には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。2、座長は会議を代表し、会議の円滑な運営と進行を総括する。3、座長は会議の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。4、座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。第5条、会議。会議は、局長より委任された利根川上流河川事務所長が招集するものとする。2、委員の代理出席は認めない。ただし、オブザーバーはこの限りではない。公開、第6条。会議は原則公開とし、会議の公開方法については会議で定める。事務局、第7条。会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部、利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所及び江戸川河川事務所並びに高崎河川国道事務所等に置く。2、事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。3、事務局は、第4条3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずるものとする。規約の改正、第8条。本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。雑則、第9条。この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、委員総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。附則。この規約は、会議で決まり次第施行するということです。2枚目にまいりまして、利根川・江戸川有識者会議（仮称）公開規定でございます。目的、第1条。本規定は、利根川・江戸川有識者会議（仮称）（以下「会議」という）規約第6条の条項に基づき、会議の公開の方法を定めるものである。会議開催の周知、第2条。会議の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続等について速やかに国土交通省関東地方整備局、利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所及び江戸川河川事務所並びに高崎河川国道事務所ホームページ（以下「HP」という）により一般に周知する。会議の傍聴、第3条。会議の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定めるものとする。資料の配布、第4条。会議で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など公開することが適切でないも

のを除き、会議の場で傍聴人にも配布する。資料等の公開、第5条。会議で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など公開することが適切でないものを除き、ホームページにて公表する。2、事務局は、会議終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、ホームページにて公表するものとする。その他、第6条。この規定の変更や、この規定に定めなき事項については、利根川・江戸川有識者会議（仮称）で定めるものとする。附則として、施行期日を書いております。3枚目にまいりまして、利根川・江戸川有識者会議（仮称）傍聴規定でございます。目的、第1条。本規定は、利根川・江戸川有識者会議（仮称）（以下「会議」という）公開規定第3条の条項に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。受付、第2条。事務局は、傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所、氏名、年齢を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。2、受付の開始は、会議開始予定時刻の1時間前よりとする。入室、第3条。傍聴人受付で受付を終了した者（以下「傍聴人」という）の会議会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入場は認めない。なお、受付を終了していない者の入室は認めない。会議の傍聴、第4条。傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。会議の撮影、録画をしてはならない。ただし、会議冒頭での頭撮りを除く。会議の録音をしてはならない。発言、私語、談論等を行ってはならない。発言への批判、可否の表明、やじ、拍手等を行ってはならない。

プラカードを掲げる等の行為や、鉢巻き、腕章の類をしてはならない。ビラ等の配布を行ってはならない。みだりに傍聴人席を離れてはならない。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。前項のほか、会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。退場等の措置、第5条。座長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に会議会場よりの退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。その他、第6条。この規定の変更や、この規定に定めなき事項については、利根川・江戸川有識者会議（仮称）で定めるものとする。4枚目のほうに、会議の傍聴に当たって傍聴人の方にお配りする資料をつけさせていただきます。以上でございます。

**【事務局：渡邊河川調査官】** ただいま説明がございました本会議の規約、公開規定、傍聴規定の案につきましてご異議ございますでしょうか。事前にもお配りしてございますので、特に意見をいただいけませんけれども、よろしいですか。それでは、異議なしということで、現在の規定の（案）と名称の（仮称）も取らせていただいて、今回、こ

の案で原文どおり確認されたものとさせていただきたいと思います。続きまして、公開規定の中の議事録の件ですけれども、ここに書いてございますように、会議終了後、速やかに議事録を作成し、発言者に確認後、ホームページで公開するとありますけれども、議事録ですので、あと、基本的にはオープンな会議ですので、すべての発言を皆様のお名前入りで公表させていただきたいと思っておりますので、それについて何かご意見ございますでしょうか。そうしたら、会議終了後できるだけ速やかに議事録、テープ起こしを作成させていただいて、皆さんに郵送で確認していただいた後、速やかにホームページで公表するという形をとらせていただきますので、その辺のご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。それでは、今、定めさせていただきました公開規定に基づいて、以後の会議を公開とさせていただきたいと思ひます。それでは、傍聴者の方々が来られていますので、その方々が入室される時間をとらせていただきまして、10分後、20分ぐらいから再開させていただきたいと思ひます。それでは休憩をとらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**【事務局：渡邊河川調査官】** それでは、傍聴の方も増えまして、資料も増えてございますので、会議資料を再度確認させていただきます。議事次第、座席表、委員名簿及び規約及び会議資料1という5点でございます。あわせまして、本日、利根川流域市民委員会から委員宛に意見書が届いてございますので、配布させていただいてございます。過不足ある方はございませんでしょうか。それでは、議事を再開させていただきたいと思ひます。会議を取材したいということで、記者の方も来られておまして、会議の頭撮りについては公開規定で可能としてございますので、最初のあいさつ、委員の紹介等々までは撮影していただいても結構ですので、よろしくお願ひいたします。それではまず初めに、本会議の設置者でございます関東地方整備局河川部長川崎よりごあいさつさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

### 3. 挨拶

**【事務局：河崎河川部長】** おはようございます。関東地方整備局河川部長の河崎でございます。本日はお忙しい中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。既にご承知のこととは存じますが、平成9年に河川法が改正され、河川整備の基本となる方針を定める河川整備基本方針と、方針に沿って向こう20年から30年間の具体的

な河川の整備内容を定める河川整備計画を策定することとなりました。利根川水系の河川整備基本方針につきましては、本年2月14日に決定、公表をさせていただいたところでございます。その後、私どもでは、基本方針の趣旨等を踏まえ、河川整備計画について検討を重ねてまいりました。河川整備計画は、流域の概要、歴史等を踏まえ、治水、利水、環境等の幅広い計画について河川管理者が策定するものでございます。本計画は、河川の重要な計画であり、幅広い専門家の皆様のご意見が必要であると考えております。本日は、利根川・江戸川河川整備計画の案を策定していくに当たりまして、河川法に基づき、河川、環境、水理、歴史、マスコミ等の専門家のお立場から、幅広いご意見を賜りたく、本有識者会議の場を設けさせていただいた次第でございます。利根川水系は、流域が広いことや、本川と支川では河川特性が異なることから、利根川・江戸川の本川系と各支川系の6つに分け、整備計画を策定したいと考えております。利根川水系の整備計画の目標としては、おおむね30年間で、本川は50年に1回、支川については30年に1回程度の降雨による洪水を対象として考えております。基本的な考え方としましては、上下流や本川・支川のバランスに配慮し、既存ストックの有効活用等、効率的な整備を念頭に置いて計画検討を進めてまいりました。詳細につきましては後ほど事務局から説明させていただきたいと思っております。さて、整備計画の策定に当たりましては、河川法に基づきまして、本有識者会議のように学識経験者の意見を聞くとともに、関係住民の方々の意見を反映させるための措置を講ずることが定められております。利根川・江戸川につきましては、公聴会の開催、計画案の縦覧等を考えております。利根川水系の河川は、全国から注目をされている河川でございます。私どもも、よりよい河川整備計画を目指したいと考えておりますので、本日は、皆様方の忌憚のないご意見をいただけるようお願いを申し上げまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくようお願い申し上げます。

#### 4. 委員等紹介

【事務局：渡邊河川調査官】 ありがとうございます。それでは引き続きまして、本来であれば、委員の先生のご紹介をしないといけないところでございますけれども、時間もございませんので、座席表及び委員名簿でそれぞれ確認していただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは、議事に入りたいと思っておりますので、撮影されている皆さんは後ろのほうで控えていただければと思っております。

## 5. 座長選出

【事務局：渡邊河川調査官】 引き続きまして、議事次第によりまして座長の選出に入らせていただきたいと思います。本会議の規定によりまして、座長は委員の皆様の互選ということになってございます。どなたか座長を引き受けていただけるような方、ご推薦等々ございませんでしょうか。

【福岡委員】 座長に宮村委員をご推薦したいと思います。委員は、大変利根川についてお詳しく、またいろいろご研究をされていますので、ぜひお引き受け願えればと思います。

【事務局：渡邊河川調査官】 今、福岡委員から宮村委員の座長への推薦がございましたけれども、これにつきまして、皆さん方のご意見はございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局：渡邊河川調査官】 異議ございますでしょうか。異議がございませんようですので、座長は宮村先生にお願いしたいと思います。宮村先生、よろしいですか。それでは、宮村先生、座長の席に移っていただきまして、一言ごあいさついただければと思います。

【宮村座長】 宮村と申します。ご指名いただきました。できるだけわかりやすい議論を展開するよう努力したいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 6. 議 事

(利根川・江戸川等における河川整備について)

【事務局：渡邊河川調査官】 それでは議事に入りたいと思いますので、宮村先生、議事の進行をよろしく願いいたします。

【宮村座長】 それでは、議事に進みたいと思います。お手元の議事次第、早速ですが、利根川・江戸川等における河川整備について、事務局からまず資料の説明をお願いしたいと思います。その後、ご議論いただきたいと思います。それでは始めてください。

【事務局：高橋河川計画課長】 それでは資料1、A3の横長の資料でございますが、そちらのほうをお開きください。まず1ページ目をおめくりいただければと思います。先ほど、部長のほうからもごあいさつをさせていただきましたが、平成9年に河川法を改正いたしまして、上が河川法改正前、旧制度ということで、工事実施基本計画に基づいて私

たちは事業をしてきました。河川法の改正に基づきまして、下のほうにありますように新制度に移行しております。具体的には、河川整備基本方針ということで、将来目標を定める方針、それから今回ご議論いただきます、おおむね20年から30年、利根川の場合ですと30年を考えてございますが、具体的に30年の事業メニューを定める河川整備計画を策定いたしまして、それに基づき、これから私たちとしては事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。それでは2ページ目へ行きまして、利根川水系の河川整備基本方針の審議経過でございますが、こちらにつきましては、左上にございますように、平成17年8月26日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会のほうに付議がされまして、右側にございますとおり、河川整備基本方針検討小委員会で5回の審議を経た後に河川分科会のほうで審議報告並びに議決いただきまして、平成18年2月に基本方針が決定、公表されているところでございます。3ページ目をお願いいたします。利根川の河川整備基本方針の概要を、簡単ではございますがご説明させていただきますと、まず、基本高水の検証でございますが、こちらにつきましては、工事実施基本計画策定後、水理・水文等のデータの蓄積がございましたので、そちらのほうを検証した結果として、従来の工実と同等の基本高水のピーク流量を踏襲することが妥当という結論を得ております。具体的には次のページにありますけれども、八斗島治水基準点におきまして2万2,000m<sup>3</sup>/sを基本高水としております。高水処理計画の検討でございますが、(1)から(3)までありますように、実現可能性の向上、既存ストックの有効活用、現河道計画のおおむねの尊重ということを考えて高水処理の計画をしております。4ページ目をお願いいたします。左側のほうが計画高水の流量図でございまして、右側が、今回基本方針で定めた計画高水の流量図になっております。先ほどご説明したように、基本高水2万2,000m<sup>3</sup>/sに対しまして、左の方に四角い黒塗りの八斗島と書いてありますが、こちらが利根川の基準点になっておりまして、2万2,000m<sup>3</sup>/sの基本高水のピーク流量に対しまして、洪水調節施設で調節した後、八斗島地点の河道のほうで1万6,000m<sup>3</sup>/sを受け持つというのが従来の工実でございました。今回の基本方針につきましては、検討を重ねた結果、八斗島の基準点におきまして1万6,500m<sup>3</sup>/sと、500m<sup>3</sup>/s河道のほうで増加して受け持つ形となっております。5ページ目をお願いいたします。河川整備計画の策定の進め方でございまして、利根川水系の河川整備基本計画につきましては、6つのブロックで策定したいと思っております。今回ご意見をいただきます利根川・江戸川のブロックが1つでございます。それから渡良瀬川が1つのブロック、それから鬼怒川



が1つのブロック、小貝川が1つのブロック、それから霞ヶ浦が1つのブロックで、あと中川・綾瀬川の6つのブロックになっております。意見聴取をするため、原案を作成させていただきまして、それらの原案につきまして、学識者の方のご意見、並びに関係住民の意見を伺わせていただきたいと思いますと考えております。関係住民の意見反映のための措置につきましては、公聴会の開催とか縦覧、ホームページによる意見募集等を考えておるところでございます。それらの意見を踏まえて案を策定し、関係都道府県知事への意見聴取、知事のほうから関係市町村への意見聴取を踏まえて、整備計画策定・決定・公表とさせていただきたいと考えているところでございます。具体的には、6ページのほうから、まず治水の目標につきましては、上に書いてありますように、本川系につきましては、基本方針で200分の1を想定しておりましたが、整備計画におきましては50分の1を目標といたしたいと思っております。支川系につきましては、基本方針が100分の1に対して整備計画は30分の1を目指していきたいと考えているところでございます。計画期間につきましては、おおむね策定後30年間を考えているところでございます。整備計画の検討の基本的な考え方でございますが、丸で幾つか書いてございますが、まず1点目が、上下流、本支川のバランスを考慮した整備といたしたい。2点目につきましては、現在実施中の事業につきましては、できるだけ早期に完成させて、所定の効果発現を得た上で治水等に早期の効果発現を期待したいということ。それから3点目が、印旛沼ですとか既存の調節施設、ダム等を活用した効率的な整備を進めて、既存ストックの有効活用を考えていきたい。4点目につきましては、これら整備を行っていくわけでございますが、想定外の外力が生じる可能性がございますので、こういったものについても、河川の防災ステーションにつきましては、災害時の資材の備蓄や水防団の待機場所などをつくりますが、そういったものを整備いたしまして、危機管理対応のための施設整備を行いたい。それから5点目につきましては、堤防強化ということで、利根川・江戸川につきましては、首都圏を背後に抱えているということもございまして、決壊等により甚大被害が想定されているところでございまして、こちらにつきましても、決壊がないよう堤防強化の早期完成や堤防点検をし、安全性が不足している区間については安全度の向上を図りたい。最後に効果比較ということで、より効率的な事業執行を図ることを考えております。7ページ目をお願いいたします。7ページ、8ページのほうが利根川・江戸川本川の基本的な現状の課題、目標の考え方を示しております。まず利根川・江戸川本川の現状及び課題でございますが、一番上の箱で囲んでいるところでございますように、まず1点目が、現況治水安全度

につきましては、本川の利根川上流区間、下流区間、江戸川区間において安全度の差が大きいということがございます。もう1点が、江戸川上流部につきましては、現況の治水安全度はおおむね30分の1から40分の1程度しかないという状況でございます。右側のほうにまいりまして、これらの課題に対して、我々としては治水安全度の向上を図るとともに、江戸川に分派量増加等によってアンバランスな治水安全度の解消を図りたいと考えておるところでございます。それから2つ目の赤い箱書きのところでございますが、こちらにつきましては、近年、中小規模の洪水が起こった際にも、堤防から漏水等の被害が多数発生している状況でございます。これらの浸透対策について十分確保できていないような状況でございます。また、従来の計画に対しましても、いわゆる堤防の断面が不足している区間が多くございます。こういった課題に対しまして、右側のほうで、我々としては、まず、利根川・江戸川の右岸堤の区間につきましては、洪水をより安全かつ確実に流下させるための堤防強化を行う。それからもう1点、その他安全度が不足している区間につきましても、安全度の向上を図りたいと考えておるところでございます。3段目にまいりまして、3段目につきましては、課題として、河道の流下能力が小さいわけでございますが、河道流量の増大には膨大な事業費を要するということと、上流に既存の洪水調節施設がございますが、利根川につきましては、3流域あるうち、一番北側の奥利根の流域のほうに偏っておりまして、いろいろな雨の降り方のパターンに対応できていないような状況になっております。これらの課題、現状に対しまして、我々といしましては、上流洪水施設の整備を行って、河道と調節施設のバランスのとれた整備を図りたいということが1点と、着手済みの事業については早期完成をするとともに、既存ストック、既存のダムを有効的に活用するような方法を考えたい。それからもう1点、河道調節池等の整備等、新規洪水調節施設の整備を行いたいということでございます。それから最後に、一番下の段落になりまして、八斗島下流につきましては、鬼怒川、小貝川等の支川合流がありますので、河道の負担が大きい状況になってございます。それから河道の配分、目標流量を上げることに対しては、河道の大規模な改変が必要なばかりでなく、事業費も増大すると考えておりまして、これらにつきましても、既存の調節池の増強と、印旛沼を活用した新放水路の整備等の既存ストックの有効活用を図りたいと考えているところでございます。8ページをお願いいたします。こういった考え方のもと、具体的なメニューを書いているのが8ページでございます。上の方が八斗島上流、下が八斗島下流という整理にしておりまして、八斗島上流につきましては、まず第1点目で、既存事業については継続的に実施

し、所定の事業効果を発現させる。それから2点目が、奥利根流域にございます奈良俣ダムと藤原ダムの容量再編を行って、またあわせて既存ダムの操作ルールの検討を行って、効率的な調節を行いたい。3点目が、洪水調節施設が少ない烏川におきましては、河道のほうでだいぶ高水敷が広い部分がございますので、こういった河道内の調節池の整備を行って、本川の負荷を軽減したい。それから下久保ダムが烏川流域の一番南側にございまして、こちらのほうが八斗島に近いということもございまして、こういった下久保ダムの立地を生かすため、利水容量を治水容量に振りかえるといった再編事業を行いたいということでございます。八斗島下流につきましては、細かく何点か書いておりますが、おもだったところでいきますと、上から5点目で、浚渫、導流堤撤去等により河積を拡大させる。それから7点目については、印旛沼を活用した新放水路について、暫定規模 $500\text{ m}^3/\text{s}$ を分派させるために必要な施設整備を行う。それから次のところで、利根川上流におきましては、渡良瀬遊水地の掘削により機能向上を図って、下流への負荷の軽減を図りたい。それからあわせて、実施中の稲戸井調節池の調節池化に加えて掘削を行う。それから田中・菅生の調節池の越流堤移設によりまして機能の向上を図る。こういったことをあわせて、取手の地点におきまして $8,500\text{ m}^3/\text{s}$ の流量にしたいと考えているところでございます。また、江戸川につきましては、分派率改変に向けて、河道掘削で、江戸川の流頭部で $5,000\text{ m}^3/\text{s}$ 対応の河積を確保するとともに、河口部にございます行徳可動堰のゲート補修、それから老朽化により耐震面で問題がございます水閘門の改築等、構造物の対策を適切な時期に実施してまいりたい。そういった上で、流頭部の改修を行って、適切な江戸川への分派形態を実現させたいと考えているところでございます。次に9ページをお願いいたします。9ページは烏・神流川におきます河川整備の考え方でございまして、まず、赤のところ的现状と課題と書いてございます。1点目が、無堤区間が多く残っているということが現状課題として挙げられております。それから2点目が、上流部並びに中流部におきましては河積が不足しておりまして、治水安全度につきましては10分の1程度となっているような状況でございます。また、中流部から下流部にかけては、高水敷が広いところがございまして、利根川の合流点付近では、洪水時に自然遊水している。こういった課題に対しまして、目標の考え方でございますが、まず1点目が、築堤、掘削等によりまして流下能力の向上を目指し、おおむね30分の1流量の向上を図る、30分の1流量を目標として掲げたい。2点目につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、広い高水敷がございますので、こういったところを活用して、河道内の調節池を

整備し、下流への負担を軽減、本川のほうの安全度の向上を図りたいということでございます。下の青のところにも目標達成のための主なメニューを掲げさせていただいております。まず2点目のほうで、所定の堤防高を確保する。それから、堤防点検の結果、浸透等の安全度が確保できていない区域につきましては、安全度の向上を図る。それから4点目のところで、洪水調整施設が少なく負荷が大きい烏川につきましては、河道内調節池の整備を行い、本川、利根川への負荷の軽減を図るといったメニューを考えているところでございます。10ページ目のほうにまいりまして、今回ご議論いただきます利根川・江戸川、それから支川系を含めて事業メニューを掲げさせていただいております。こちらのほうの事業メニューを30年間でおおむね実施していきたいと考えているところでございます。それから11ページのほうにまいりたいと思いますが、ここからが環境のメニューでございます。環境につきましては、基本方針の概要を掲げさせていただいておりますが、こちらのほうが記載のとおり基本方針におきましては目標としているところでございます。具体的に12ページのほうで、私たちが今回ご意見いただきます河川整備計画の目標等について、環境の分野では、まず1点目、流水の正常な機能の維持につきましては、水資源開発の整備とともに、関係機関と調整しながら合理的な水利用の促進を図るなど、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努めたいということ。それからもう1点が、次ページに書いてございますが、次ページのほうで、いわゆる正常流量を設定している地点を赤丸で記述しておりますが、こちらのほかに、黄色い丸で補完的に低水管理を行うということを考えてございまして、こういった多点管理をすることで効率的な低水の管理、流量の管理をしていきたいということでございます。それから、12ページに戻っていただきまして、水質につきましては、環境基準や水環境改善緊急行動計画、それから湖沼水質保全計画等で定められている水質基準を満足するよう、水質改善対策を実施していきたいと考えているところでございまして、自然環境の保全につきましても、多様な動植物が生息・生育する豊かな河川環境の保全ですとか、魚類等の遡上・降下が困難となっている箇所につきましては、河川の縦断的な連続性を確保したい。それから礫河原、湿地等、自然環境豊かなところについては、保全・再生を図りたいという目標を掲げさせていただいております。それから、オレンジのところの人と川との触れ合いにつきましても、川との触れ合い、環境学習、地域交流の場としての地域計画、並びに地域のニーズを踏まえながら、だれもが安心して親しめるようユニバーサルデザインに配慮した河川空間の整備を行いたい。それから、黄色の河川景観の保全・形成につきましては、歴史、文化、自然とい

った地域特性を踏まえながら良好な河川景観の保全・形成を図りたいと考えているところ  
でございます。13ページにつきましては、先ほどご説明したとおり、正常流量の設定地  
点と、それを補完する低水管理地点を記載させていただいておりまして、右側のほうにそ  
の流量等についても表として書かせていただいているところでございます。それから14  
ページが、水質の現状と課題、目標でございますが、水質につきましては、左の方にグラ  
フを何点か書かせていただいておりますが、利根川下流部の水質につきましては、グラフ  
に記載してございますように、環境基準を満たしていない状況にございますので、こちら  
のほうの流出負荷対策が必要となっているような状況でございます。真ん中のところにつ  
きましても、これは江戸川に流入する支川ということで、利根運河の事例を記載しており  
ますが、こちらのほうも水質汚濁が著しく、流出負荷対策が必要となっているような状況  
でございます。一番下の鶴生田川につきましては、流域が都市化しておりまして、水質汚  
濁が進行している状況でございますので、結果として、私たちの飲み水で使用している渡  
良瀬貯水池の運用にも影響を与えているため、水質改善対策が必要となっているとい  
うことでございます。これらの課題につきまして、目標として右上に書いてござい  
ますが、関係機関と連携して、流域からの汚濁負荷の削減に努めたい。2点目が、利根川・江戸川に  
流入する支川等の水質改善対策並びに流出負荷の対策を行いたい。それから最後に、利根  
川におきましては、鶴生田川等において関係機関と連携して水質改善対策を図ってまいり  
たいということでございます。それから15ページが、河川環境の保全と整備の項目に関  
する現状と課題と目標、それから人と川との触れ合いに関する現状と課題と目標ござい  
まして、上の方の左の図で、渡良瀬遊水地の昭和4年と平成6年の図を載せさせていた  
だいておりますが、渡良瀬遊水地につきましては、乾燥化が進行しておりまして、湿地の再  
生が必要となってきておるといような状況でございます。それから真ん中の写真が利根  
川河口堰でございますが、こちらのほうも魚道等が十分ではないので、魚類の遡上を可能  
にするための改善が必要ではないかと考えているところでございます。これらの課題につ  
きまして、右側の目標で掲げているようなことを実施していきたいと考えているところ  
でございます。それから下のほうでございますが、人と川との豊かなふれあいでござい  
ます。こちらにつきましては、左の方は、千葉の佐原市、現香取市でございますが、こちら  
のほうの事業内容を書いてありますが、こちらについても地域の歴史、文化、景観とい  
ったものを活用した地域活性化につながるような拠点整備等を実施していきたい。そ  
れから真ん中のほうが、今後の高齢化の進展を考えても、アクセス坂路といったバ  
リアフリーなユニ

バーサルデザインを進めてまいりたいということを考えておきまして、目標が右のほうに書いてありますとおり、拠点整備、水面利用の促進を図るといったことを考えているところでございます。それから16ページにまいりまして、烏・神流川の環境の整備と保全、その現状と課題でございますが、神流川につきましては、写真が昭和22年と平成12年の写真を載せさせていただいておりますが、本来、礫河原でございましたが、河道内の樹林化が進展いたしまして、礫河原固有の動植物の生育・生息環境が失われつつあるという現状がございます。またもう1点目、右側でございますように、占用横断工作物について、魚類の遡上環境の改善が必要となっているような状況でございます。こういった課題につきまして、目標として、多自然型川づくりの推進、礫河原固有の動植物の生息・生育環境を確保するための礫河原の保全・再生、それから施設管理者と調整を図りながら魚道の設置・機能改善を図りたいと考えているところでございます。それから下のほうに、人と川との豊かなふれあいと書いてございまして、こちらの現状と課題につきましては、地域の歴史、文化、景観を活用した地域活性化につながる地域交流拠点の整備等を実施してまいりたいと考えているところでございます。こういった現状と課題に対して、こちらの環境のメニューといたしましても、支川系を含めて17ページに書いてあるようなものを現在考えているところでございます。18ページにまいりまして、維持管理の目標でございますが、維持管理につきましては、今後重要な課題であると認識しておきまして、まず維持管理の目的として、治水、利水、環境、それぞれいろいろな目的に応じて維持管理が必要になってくるわけでございますが、またあわせて日常の維持管理、それから災害等が起こったときの異常時の維持管理といったものを適切に行っていく必要がございます。こういった幅広い維持管理を行っていく上で、当然、限りある予算、人員の中でやっていかなければいけないわけでございますので、そういった効果的、効率的に維持管理していくために、私たちといたしましては、河川の維持管理に必要な一定の水準を定めまして、それに基づいて河川管理者が河川の維持管理に関する計画をつくって、その計画に基づいて河川の監視をし、何かあれば、必要水準以下であればまた改善を行うといったサイクル型の維持管理体系を構築したいと考えておきまして、具体的な主な項目を下のほうに書いておりますが、河道の維持管理につきましては、河道に応じて、中州が発達したり、出水によって河岸の洗掘が生じたり、出水がなければ河道内の樹木が繁茂するなど、そういった状況があるわけでございますが、こういった出水期前、出水期後の巡視、点検等により、河道の変化を把握し、洪水の円滑な流下を図りたい。2点目につきましては、堤防、護岸、河

川構造物、電気通信施設などいろいろな河川管理施設がございますが、それぞれ治水、利水、環境等の目的を持っているわけでございまして、それらの機能が発揮できるよう、平常時から状況を把握し、必要に応じ適切な修繕を行ってまいりたいと考えているところでございます。それから3点目が防災施設の整備と活用ということで、先ほどもご説明しましたように、河川防災ステーションといった緊急時に復旧の拠点、緊急物資輸送拠点となるようなものがございますが、それらの整備を進めるとともに活用を図っていきたいと考えているところでございます。それから4点目につきましては、洪水時に我々は水防警報、洪水予報等の情報を発信するわけでございますが、またあわせて、地域の要請に応じまして排水ポンプ車等の派遣を行って、被害を最小限にとどめていきたいと考えております。あわせて、日常からソフト対策ということで、浸水想定区域とか重要水防箇所といった水防上重要な情報につきましては地域の皆様方と共有し、また、流域の自治体が策定することになっている洪水ハザードマップ等につきましても、早期に策定・公表されるよう我々としても連携の強化を図っていきたい。こういったことで地域の防災力を維持・強化し、地域と協働した取り組みを行ってまいりたいと考えているところでございます。それから河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持につきましては、流水の正常な機能の維持を図るためには、流量、ダム貯留、水質等の把握、情報提供が重要になってくるところでございますが、こういった情報提供を行うとともに、濁水時や水質事故といった場合におきましても迅速な対応を図ってまいりたい。それから河川環境の保全につきましては、河川区域におけるごみとかといった不法投棄、不法行為等の監視を行い、地域の住民と協働した取り組みを図ってまいりたいと考えているところでございます。最後に、19ページにつきましては、利根川水系における河川維持管理の考え方ということで、支川系を含めて各河川における維持管理の特徴を掲げておりまして、利根川・江戸川につきましては、首都圏のはんらんを防御する堤防を持っておりますので、亀裂やのり崩れ等、異常を確実に発見する必要があると考えておるところでございます。そのため、点検や除草といった日常の適正な維持管理を行っていくとともに、洪水時には、危機管理に対応するために復旧拠点としての河川防災ステーション等の整備を行っていく。それから2点目といたしましては、関東平野の利根川の河道につきましては、昔からつけかえ工事等が繰り返されておりますので、土砂堆積による洪水の流下能力の低下等、治水上の支障が生じないよう、河道の適正な維持管理が必要ではないかと考えているところでございます。それから最後に、上流のダム群、下流部の河川管理施設等におきましては、治水・利水上重要な役割を

果たしておりますので、これらの適正な操作管理が必要であると考えているところでございます。以上、簡潔ではございましたが、説明とさせていただきます。

**【宮村座長】** ありがとうございます。それでは、ただいまの説明についての議論をしたいと思いますが、最初に、質問のある方は質問だけして、それからご意見をお伺いしたいと思うので、まず、ご質問がある方はどうぞお出しください。

**【桐山委員】** 東京新聞の桐山と申します。5ページ目を開いていただけませんかでしょうか。整備計画策定の進め方で、学識者への意見聴取というのはこの会議のことを指しているわけですね。それで、その下の、関係住民の意見反映のための措置、これは公聴会の開催等だけになっておりますが、その程度でいいのでしょうか。平成9年に河川法が改正されたときの大きなポイントが、要するに整備計画の策定への住民参加というのが一番ポイントだったのではなからうかと思えます。ダムですとか、こういう河川事業というのは、先ほども30年後という話がありましたけれども、一度つくってしまえばもう取り返しがつかないという性質のものであると思えます。ですから、これは関係住民への公聴会ぐらいでは足りないのではないかと。今の時代、住民参加というと、単にそこに住んでいる住民だけじゃなくて、例えば市民団体、NPOというもののさまざまな知恵を取り入れていくというのが時代の要請なのではないかと思えます。しかもこれは、30年間のことをやるのに、いとも簡単にできてしまうかのような、決定されてしまうかのようなプログラミングがされているような感じがするのですけれども、果たして簡単に決めてしまって、今後、この会議自体が批判にさらされることになるんじゃないか。今の時代、そんな甘いものじゃない。例えば、川辺川ダムとか吉野川とか、全国でいろいろ問題になっているところがございますでしょう。ですから、これはほんとうに関係住民への意見聴取、意見反映のための措置として、単なる公聴会の開催程度をお考えなのではないでしょうか。

**【宮村座長】** 質問事項としては、まずお答えいただいて、ご意見の部分がかなりあったので、それについては、また次に皆さんのご意見を含めて議論していただきたいと思えます。事務局で今お答えしておくべきことはありますか。

**【事務局：高橋河川計画課長】** 5ページの河川整備計画の策定の進め方でございますが、利根川につきましては、ご存じのとおり、かなり流域が広うございます。そういった観点から、私たちといたしましては、公聴会を、支川を含めてでございますが、20カ所程度になろうかと思えますが、細かい単位で実施させていただきたいと思っております、この学識者の方々の意見、それから住民の方々の意見といった意見をいただいた上で、私



たちとしての考えを述べさせていただいて、またそれについてご意見を伺うというような、そういったキャッチボールを何回かさせていただきながら、よりよい整備計画をつくらせていただきたいと考えてございまして、また、30年間の計画ではございますが、一度決めたからといって永久に変えないということではございませんので、社会の状況、世の中のニーズといったものを踏まえて、必要な時期について見直しを含めた計画の変更もあり得ると私たちとしては考えているところでございます。

【宮村座長】 ご意見は後で展開しますので。

【事務局：高橋河川計画課長】 すみません。それから、公聴会だけではなくて、インターネット、縦覧といった形で、多様な皆様のご意見を十分聞かせていただいた上で整備計画の策定をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

【宮村座長】 ちょっと時間をいただきますので。この資料の説明についてのご質問だけ、よろしいですか。ほかにございませんか。それでは、今、もうご意見のほうに入りましたから、どうぞ、お続けください。

【桐山委員】 いいですか、勝手に私だけで、すみません。淀川の流域に関しまして委員会は、あれはたしか6年間ぐらいかけて400回ぐらい議論したはずなのです。要するに、それこそ環境なんというのは一度破壊してしまったらほんとうに取り返しがつかないわけです。そういう一面と、それから、今、それこそ800兆円もの国の赤字を抱えている時代にどういう事業が適切なのかというのは広く問われねばならないわけです。ですから、20回ぐらい公聴会を開くからそれでいいんだ、ホームページを開いているからそれでいいんだということにはならないのではないのでしょうか。おそらく、今はまだ蠢動が何も聞こえてこないと思いますけれども、事業が始まれば、ほんとうに全国の市民団体、自然環境団体、NPOあるいは世界規模でこの事業に対していろいろな意見を出してくると思います。単なる意見だけじゃなくてクレームも出てくるかもしれません。それに耐え得るような議論がやはり一番最初に必要なのではないでしょうか。ですから、この会議が今後何回開かれるか知りませんが、たまたま出席しましたら、手元に利根川流域市民委員会という方のペーパーがあって、住民軽視の時代錯誤の方針を示すというような文字が書いてあるのですが、書いてあることは全くそのとおりであって、今までのような、役所が計画をつくって、そして例えばそういう学識者会議などというお飾りのものがあって、そして単に公聴会を開いて住民から意見を聞き置く、そういうようなことでは、今の時代

にはとてもそぐわないと思います。ほんとうに、今の時代は甘くないというのが私の実感でありますので、この点については十分留意すべきなのではないか、そのように考えます。

【宮村座長】 ありがとうございます。今のご意見についてのご発言がある方、いらっしゃいますか。どうぞ。

【山越委員】 今、東京新聞の方がおっしゃったように、我々、おそらくこの辺はそうだと思うのですが、専門家でもなければ、基本的な予備知識もあまりないというような立場で出ているわけですね。ですから、先ほどの住民の皆様は相当勉強しているかと思うのです、いろいろ見直しを求める動きなどを見ますと。例えばこの下にそういう人たちを交えた小委員会をつくるとか、何らかの議論の場を設けることも工夫したほうがいいんじゃないかと思いますが。

【宮村座長】 どうでしょう、ご意見、ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【寺内委員】 茨城新聞の寺内といいます。よろしく申し上げます。住民の方は、傍聴の席の方もいらっしゃるので、この有識者会議として参加されている方の意見というのを、この有識者会議の中でどう聞くのか。例えば時間を設けて聞くのか、それとも、先ほどおっしゃったように別な委員会を設けて、その中で参加させて聞くのか。なぜかといいますと、国土交通省も財政的にも厳しいし、人的にも不足するわけです。整備計画をしたときに、しっかりした計画を立てたときに、やはり地域住民の方たちの協力ということは不可欠だと思います。そういう意味でも、地域住民の方というのはいろいろな地域のことをよく知っていると思いますので、そういうふうな方たちの協力を仰ぐためにも、必要である意見というのは聞くべきだと思います。

【宮村座長】 そのほかにございますか。どうぞ。

【佐々木委員】 過去にもこういう整備計画というのに参加したことがあるのですが、今回のこれには有識者会議があって、その次に一般の公聴というのがあるという形になっていますが、前のときには、我々が議論する前に、いわゆるパブリックコメントとありますが、ある程度そういう情報もこの場に流していただかないと、順序として我々の会議が終わって、その次に公聴会だとすると、それがほんとうに我々のところにフィードバックしてくるのかどうか、その手順が少し足りないかなという感じはいたします。

【宮村座長】 ありがとうございます。そのほかにはございますか。会議の進め方等々。

【清水委員】 1つはっきりさせてお聞きしたいことに、この有識者会議というのはどういう会議なのかをご説明いただきたいと思います。というのは、規約の第2条で、有識

者の意見を聞く場という文言あります。やはり我々も、ここで説明されたことに対して、この限られた時間で議論するというのは非常に難しいと思います。この整備計画の中で非常に多くのメニューが挙がっており、まだまだ技術的、学術的にも詰めないといけないところがある中で、当然、先ほど小委員会というお話がございましたけれども、いろいろなところで個々の項目についての検討委員会がすでに走っていると思います。そういったところでの議論、これまで継続しながら、例えば渡良瀬遊水地の湿地再生委員会では、環境、治水を踏まえて勉強会等を何回もやっているわけでございますので、そういうものの位置づけもこの有識者会議の中でどういうふうに扱うのか、議論されてきた内容もここに反映されるような形が大切で、ただここだけで技術、学術的な問題も一挙に済ませてしまうのはなかなか難しいと感じます。有識者会議はどういう立場なのか、あるいはここに上がってくるメニューを検討するためにどんな取り組みを国交省としてはやられるのか、その辺の整理をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【宮村座長】 ありがとうございます。どうぞ。

【小林委員】 群馬の上毛新聞社の小林と申します。今日、たまたま、こちらへ来るときにうちの新聞を手にとりましたら、1面のトップでハッ場ダムのお話が出ていました。生活再建の見直しが大詰めを迎えているという話です。このハッ場ダムにつきましては、皆さんご承知だと思いますけれども、一番最初に出た話が昭和27年だったですか、それ以来もう50年が経過しています。水没する住民の人たちはほんとうに断腸の思いで自分の住んでいた土地を去るのだらうと思いますけれども、そういった人たちの気持ちもくんで、あるいは関係住民の人たちの意見も踏まえた整備計画にぜひしてほしいというふうに思います。

【宮村座長】 いろいろな意見が出ましたけれども、そろそろ事務局のほうで一言お答えしていただけますか。よろしいですか。ではお願いします。

【事務局：高橋河川計画課長】 いろいろご意見がございましたように、関係住民の方もいろいろな幅広いご意見が、流域の中だけではなくて、多数のご意見があると私たちとしても承知しておりまして、そういった皆さんのご意見をどういった形で公平に聞けるかということをお私たちとして考えた場合に、やはりある程度の委員会をつくってしまいまして、ある意味、選定として限られてしまいますので、そういった形ではなくて、私たちとしては、幅広く丁寧に公聴会なり意見募集をさせていただいて、そういった中で、だれもが公平にご意見をいただける場をつくる必要があるのではないか、そう考えておりまして、今回

のこのようなやり方にさせていただいておるところでございます。それから、佐々木委員だったかと思いますが、意見のフィードバックというお話がございましたが、ちょっと私たちの説明も不足して申しわけないのですが、整備計画のたたき台みたいなものを私たちとして示させていただいて、委員の皆様方からもこの有識者会議でご意見をいただくのと、それから、もちろん住民の方々につきましても、いろいろな手段でご意見をいただいて、それについて取りまとめたものを再度有識者会議の場でもご説明させていただきますし、また、住民の方々につきましても、ホームページ等で公表させていただきまして、それについてまたご意見を伺うといった形を何回かさせていただいた上で整備計画を策定させていただきたいと考えておるところでございます。

【宮村座長】 事務局のほうから方針をいただきましたが、どうでしょう、よろしいですか。今のご意見を踏まえながら整備計画の策定に進んでいくというようなことで。

【桐山委員】 先ほど、淀川流域委員会のお話をしましたけれども、あれは要するに、6年間議論して、たしか結論が脱ダムだったのですね。5つぐらいのダムをやめるというものだったはずですが、それがゆえに、あの流域委員会はストップ、休止したのです。事実関係に間違いがあったらご指摘ください。それで、要するに、会議というのは、例えば淀川流域策定委員会のような委員会は、琵琶湖から大阪のほうに流れる淀川の水系をどうあるべきかということ、深みのある議論をしたのです、400回も。それで、その結果として脱ダムという答えを出したわけです。それを国土交通省はストップしたわけです。要するに、先にダムありき、先に整備計画ありきでは、何のために委員会を設けたのかわからなくなるわけです。この利根川でも同じことが、簡単に決めてしまうと必ず問題が噴出すると思います。しかも、工事は30年間、もっと長くするかもしれません。ずっと大変な問題を引きずりかねない問題ですので、いろいろなNPO、市民団体、住民、そういう人の声をしっかり最初に聞いておく。そして作業を進める間も、そういう方々の意見を入れつつ、計画を練っていく、そこが今の時代の一番大事なところではないかと私は思います。

【宮村座長】 というご意見です。これはどれが丸でどれがバツか、最初にこっちは丸だよという話から始まると、多分、なかなか事務局もお答えにくいのでしょうかけれども、とにかく事務局の姿勢としてこの有識者会議の進め方といいますか、取り扱い、先ほどのご意見の中にも質問としてありましたけれども、もう一度確認したいと思うので、この有識者会議なるもの、言葉がいいかどうかわかりませんが、もう一度おさらいしたい

と思うのですけれども。先ほどお答えいただいたけれども、ごあいさつした河川部長からお話ししてもらったほうがいいかもしれない。

**【事務局：河崎河川部長】** この有識者会議の場でございますけれども、冒頭、私のほうのあいさつを申し上げましたように、この整備計画というのは、整備基本方針がございまして、それを受けて、具体の、利根川の場合は30年間の計画の中身を議論させていただく。ただ、先ほど計画課長のほうから申し上げましたように、30年間変えないというのではなくて、それぞれ必要に応じてローリングをしていくという計画であるわけでございますけれども、その整備計画を定める過程の中でご意見を聞かせていただく場としてこの有識者会議をつくらせていただいております。また、地域住民の方の意見につきましても、先ほど来申し上げておりますように、いろいろな形で聞かせていただく。1つは公聴会もございまして、パブリックコメントというのもございまして、あるいは縦覧もさせていただきます。その中で意見を受けとめさせていただきます、またその意見もこの有識者会議にフィードバックさせていただくという形で、我々としてはよりよい計画にさせていただきたいと思っております。また、整備計画に書いてございますさまざまな事業も、今日突然生まれたという事業ではございませんでして、過去からいろいろな事業をさせていただいております。その事業の中では、地元の皆さんのさまざまな意見を伺いながら進めさせていただいた事業でございますので、その中でいろいろなお話も聞かせていただいたということでございます。そういった事業を組み立てさせていただいて、整備計画としてまとめたものをご提案したいと思っているわけございまして、今日の意見、あるいはこれからも聞かせていただく意見を踏まえて、よりよい計画にしていきたいと思っております。

**【宮村座長】** 今までの議論を整理しまして、この会は、意見を聞くということだけで、何かを決めるということじゃないというふうに思っております。ということが全体の共通認識だろうと思っております。先ほど規約を確認したときに、そういうことだったと思っております。そんな方向でご意見をいただきたいと思っております。今までも、この整備計画を策定するに当たっての手法についてのご意見をお伺いしましたが、そのほかにご意見をどうぞ。

**【岡本委員】** 冒頭お断りしますが、私は、治水、環境については専門家ではございませんで、利水に40年かかわってきたので、その観点から、これはあくまで感想を申し上げるという、というのは、こういう意見を河川局の方々に直接包括的に申し上げる場が全然ないので、この機会に整備計画に絡めて申し上げてみたいと思っております。ですから、

特にご返答は要りません。委員、有識者の先生方も、ただ聞き置いていただければ結構でございます。まず、この整備計画を拝見しまして、これは要するに、ダムであれ河川改修であれ、基本的には治水を中心とした施設整備計画だというように私は思います。何が言いたいかといいますと、そのときに、私ども利水側から見て不満というか、疑問が2つほどあります。1つは、まず治水に関しては、ご承知のように、200分の1、50分の1といったような危険率というか安全率を掲げて、それを目標とされておりますが、利水の場合はもうはっきりしていて、ゴールは10分の1というのが全国というか、むしろ世界的に決められておりますけれども、ここはご存じのように5分の1というので走っております。ところがそのことに関しては、河川局がそのことを公表されて啓蒙されたということは今までないので、大抵の川では10分の1でやっているという状況がある。言いたいことは2つありまして、1つは、そういう利水に関しても経過的な目標年度も含めて、治水と同じく確率年で表示するなり、そのようなことがあってもいいのではないかと思います。それからもう1つ、これは治水にも関わるのですが、それを超えた異常な天災、異常な洪水、異常な渇水が起こったときのものについては、いうなれば計画高水、計画渇水に対する施設整備計画ですから、それについて特にコメントなさらないのは当然なのですが、やはり河川整備計画という名称から一般住民が受ける印象からすれば、ではそれを超えたときにはどうなるのということがどこかに暗示されていなければだめなんじゃないか。と申しますのは、利根川ではご存じのように、少なく見積もっても5年に1回は取水制限がかかるような渇水調整がございます。この渇水調整のやり方については、これは念を押しておきますけれども、あくまで河川管理者である河川局は情報提供に努めるのであって、実際にどのような取水制限をやるか、だれがどれだけやるかということについては、全く水の利用者の協議にまつという形になっております。ですから、そのあたりに強力な行政指導とかなんとかというのは法的にもなされないということはわかるのですが、渇水調整に関して、今日は東京都の方もいらっしゃるので申し上げにくいのですが、北千葉導水路が供用開始して以後、それ以前、昭和47年以来の渇水慣行を東京都の意見で全面的に改定する、その細かいことはここで申し上げません。皆さん専門家ですからおわかりですし、ほかの方に申し上げてもしょうがないので、このようなことが行われておる。そうすると、結局、おたくのほうで、基準点の計画基準年における5分の1の利水流量をいわば水利流量なりの形で確保していく施設がこれだけですよという、我々からいえば一種の数字をきちっと合わせた計画が提示されるのは結構なのですが、それを超えたときど

うなんですかということに対するお答えが全然ここから読み取れないというのがあります。それからいま1つ、ご存じのように、ダムを管理して正常流量を確保することに努めますというのは、そのとおりなのですが、これはあくまで計画基準年における正常流量であります。ところが現在、実際にはダムの手当て、水源手当ての済んでいない暫定豊水の水利権が随分ございます。実際には、これをある程度利水をさせなければ河川管理者として勤まらないと。事実、そういう手当てをなさっている。それからいまひとつ、環境用水については、これは水利権問題じゃないので、試験通水という名前でいろいろご苦心があって、実際にいろいろ我々から言うといいことをなさっている。ところが、そのことに関しても、この河川整備計画の中で全然出てこない話としてくる。ですから、中川・綾瀬川も別途部会があるようですが、例えば、夏期は農業の排水がたくさん入りますので、中川・綾瀬川には入るのですが、冬期には水利権がないので入りません。それに関しては、おたくのほうで試験通水ということで利根川の連結地点を運用なさっている、そういうことは、一体この河川整備計画の中でどのように皆さん方はお取り扱いになるつもりなのかということがございます。それから申し上げたいのですが、非常に荒っぽく言いまして、日本の水田の開発というのは大体5分の1、基準年流量ぐらいいまでは全部使っております。しかし、それは河川維持用水をゼロとしての話なのです。ですから、そのことは皆さんご存じのように、多目的ダムをつくったときの不特定利水容量というのは必ず必要になります。それは、私どもの農業側から1つ問題が出てくるのは、慣行水利権の法定化などを行うときには、当然、そもそも5分の1ぐらいのものを10分の1の現在の農水省の基準まで上げなきゃいけない。と同時に、今まで実質上ゼロであった河川維持用水の確保といったような問題が出るので、そのあたりは、これはお答えいただく必要はないと申し上げたのはその意味なのですが、そのあたりの実際の水利権行政あるいは湧水調整に対する行政という点でご注意願いたいと思います。一番最後に1つだけ。いま1つ、今度は印旛沼の事業が入っております。印旛沼では農水省が独自に国営事業で粛々と進めております。当然、今度は1,000m<sup>3</sup>/sですか、500m<sup>3</sup>/sですか、どちらになるのか、そういうことをやられたときには、多分、双方の物理的な意味での事業の間にバッティングが起こるだろう。その調整を極力早期にやっていただきたいというように思います。

**【宮村座長】** ありがとうございます。お答えしなくていいということなのですけれども、何か言いたいことがあれば、どうぞ。事務局のほうで何かコメントありますか。

**【事務局：富岡河川環境課長】** 河川環境課長の富岡と申します。今、たくさん意見を

いただいたのですが、今の岡本先生の意見の中につきましては、ちょっと1点だけ補足で説明させていただきますと、先ほどの河川計画課長が説明した資料の12ページのところを開いていただきたいのですが、そのところに、流水の正常な機能の維持ということで、先生は正常流量のお話をされましたけれども、こういった中で、水資源開発施設の整備とともに、関係機関と調整しながら広域的かつ合理的な水利用の促進を図るという表現を使っています。これは細かい事業名につきましては、地域と相談しながら地域の了解を得て実施するものですから、具体的なメニューについては記載してございませんけれども、ここには整備計画で今後メニュー化していく場合の精神を語っております。その中で、関係機関と調整しながら広域的かつ合理的な水利用の促進ということは、次のページに書いてあります正常流量、これは従来、堰の下流で水がれしてしまうといった問題を踏まえて、堰の下流で流量を確保していこうという維持流量プラス確保流量を定めた正常流量という形で多点でセットしてございます。こういったものを安定的に行うために、12ページの前半のほうで、水資源開発施設の整備と、さらに水利用を図っている利水者といった方の協力を得て、合理的な水利用の促進を図りながら、こういった流水の正常な機能の維持を図っていこうということをやっていきますよということで、ここに精神を書いているということでご理解願いたいと思うのですが。

**【宮村座長】** それでは、そのほかのご意見をどうぞ。

**【福岡委員】** 福岡です。三点、気づいたことで意見を述べさせていただきます。まず、30年間にわたる河川整備計画をつくるということですから、メニューが非常にたくさんに及んでいるというのはわからないわけではありません。しかし利根川の治水で一番大事なものは、先ほどご説明の中にあつたように、治水上は、利根川の上下流のバランスをどうとるのかということだろうと思います。すなわち、いろいろな事業メニューに対して、これを一体どういうふうにして30年でやっていこうとするのかがほとんど見えてきません。それぞれのメニューは重要なことだろうと思うのですが、やはり、整備計画というのは、計画として効率的に、合理的にやっていくということが大切で、これが河川整備基本方針とともに河川整備計画のあり方の基本なわけですから、このメニューだけで、これで進めていくんですと言われても、一体これらはどういう考え方、位置づけで、どういう順番で進めようとしているのかがわかりづらいところに問題があります。私は、治水の専門家ということでこの委員会に入っているのですが、私もわからないところがあるということで、提案されたメニューについての説明が必要なのではないかと思います。利根川の延長が非



常に長いために、多くの問題があり、支川30分の1の整備率、本川50分の1の整備率というのは決して高くないということで、これらは早急にやらなければならないと思います。しかし、例えば、上流の改修をを先にやったために下流に治水上問題が出る。利根川は、連続堤防を築いて治水を行ってきた中で、下流域が氾濫する等、治水上問題が出るのは避けなければなりません。当然事業を進める順番があるでしょう。そういったことについて、流域、河道全体をよく見て、十分検討していく必要があるということをもまず第1点申し上げます。それから、技術的に不十分な考えのもとでやろうとしているものの中には散見されます。すなわち、当然調査をして、事業を進めなきゃならないものがあり、それにはどれくらい時間がかかるかも含めて、それについてはここには触れられてないように見えます。単に事業をやるメニューの話になっています。河川整備計画では河川工事について書くことになっていますから、それはそれでよろしいと思いますけれども、やはりその工事をやるに当たって、どうしても検討しておかなきゃならない調査項目とその調査結果の検討というのがあります。それについては河川整備基本方針の中でも書かれていることですから、そこは整備計画の中でも明示して調査結果を受けて事業を進めていただきたいというのが2点目です。それから3点目はお願いです。これはさらに照査しなければならないのですが、私は利根川の洪水データに触れ勉強する機会がありました。それで、洪水データを調べてみますと、昭和50年代と現在の利根川の河道は、断面形や樹木の生え方等で大きく変わっており、このため、洪水の伝わるスピードが遅くなり河道に高い水位の時間が長く続くようになってきました。昭和57年に毎秒1万m<sup>3</sup>/s以上の大きな洪水が出ました。その後の流下能力を高めるために、改修を行ってきたことと、河道内に樹木等が生えてきて川の状況が変わってきました。そういう中で平成10年に昭和57年と同じ規模の洪水が出たときに、洪水の伝わるスピードが遅くなったという事実があります。これは国土交通省がはかられた水位データで見られます。となりますと、私は、非常に大事であると思っていることは、今後堤防をどう強化するのかということです。いろいろあるのですけれども、昭和50年代の堤防と今の堤防を見比べたとき、規模はほとんど同じで、特に強化したというところは非常に少なく、全体的に見たときに、堤防は、昭和50年代と平成年代とではほとんど変わっていないということです。そうなりますと、洪水の経過時間が長くなったときに、堤防に水が浸透する時間、洪水中、水が土の堤防の中に入っていく時間が長くなり、浸透に対する堤防の安全性に問題が出で来ることとなります。これについては、事務局にこれから検討していただく必要があるのですが、この問題は浸透

対策である堤防強化と密接に関係し、特に堤防で守られている利根川の場合は、そういった課題を整備計画でどう考えるのかは非常に重要であると思います。そのあたりを事務局に検討していただくことを強く希望します。

【宮村座長】 ありがとうございます。関連しますか。 では、一度切らせてください。今の、何かコメントございますか。

【事務局：高橋河川計画課長】 今、福岡委員のほうからご発言いただいた3点について、私たちとしても、これから整備計画を策定する中でやらせていただきたいと思っておりますが、3点目の堤防強化につきましては、若干記述させていただいておりますが、またその辺を含めて、どういった記述の仕方、どういった対策の仕方がいいのか、もちろん、上下流の順番の話もありますし、それから調査していかなきゃいけない項目が多数ございますので、そういった項目の記述の仕方を含めて、今後、ご意見をいただければと思います。

【宮村座長】 それでは、どうぞ。

【浅枝委員】 河川環境といいますが、水質とか自然環境のほうから申し上げさせていただきます。例えば、これは河川計画の目標として挙げておられますね。これがおそらく河川基本方針等には多少書かれていたかと思いますが、どういった環境を再現するのか、どういった環境を保全するのかといったものが実際にはあったはずで。例えば、従来のいわゆる礫河原の残っているような河川にしようするのか、また、水質の場合には比較的わかりやすいですが、例えば、水質のレベルはどのぐらいを考えるのか、というようなところがあったように思います。今ここに掲げられている目標というのを見せていただいて、これがその目標に対してどのように貢献するのかという部分がわからないように思います。というより、あまり貢献しないのではないかというのが私の実感です。例えば、昔の自然の礫河原を残そう、戻そうということであれば、そうした対策が必要でしょうし、それが計画にあがっていなければなりません。要は、環境問題の解決や自然環境の復元に関していえば、ある川のイメージがあって、少なくともいろいろな工事を行って戻そうというわけですから、どういった工事がそれにどのように貢献するから、それをどのようにやらなければならないかということが段階的に出てこなければいけないと思います。また、場合によっては、どのように負の効果を生むから、その対策として何がやらなければならないということが必要です。用意された物を見せていただくと、今までいろいろやられていたものを並べられているだけではないかなという気がします。 もちろん、

そうでなければいいんですが。確かに、水質と下水道整備率のようなものは直接関係するので、非常にわかりやすいのですが、それ以外のところはわかりづらいように思います。ですので、そのところをもう少しわかりやすく書いていただくといいように思います。そうしようとすれば、もっと別のメニューが挙がってくるのではないかなというような気もしています。そのあたり、何かご意見いただければと思います。

**【事務局：富岡河川環境課長】** 環境課長ですが、先生のご指摘のとおりでございます。環境整備メニューというのは、将来的に環境をどういう目標に向かってどうしていくのかというところが、非常に研究的な、学問的な部分もよく配慮しながら進めていかなければならないといった問題がございます。基本的にはこういう取り組み方をしていこうということを書いて、現状は、当面5年間ぐらいの間にやるメニューについて事業化されているものですから、そういったものは記述しようと。それ以外については、方向性だけを書いて、それが読めるようにしていこうというような精神で、この整備計画の中に書いていこうというふうに考えてございます。ですから、当然、環境については、数年単位で見直し等も必要になってくるのではないかと考えてございまして、その辺、ちょっとメニューだけ見ると、何か目先のメニューしかやっていないのではないかと、非常にそういう印象を受けたかと思っておりますので、そこは、ここで今現在書けるところがあるということで、今後、先生方のご意見を踏まえてまた新しいいろいろな取り組みというのをメニュー化していきたいと考えてございますので、そのためには、こういったところをこういうふうに記述しておいたほうがいいんじゃないのという意見がございましたら、ぜひ伺いたいと思っております。

**【浅枝委員】** わかりました。私もそうかなと実は思っていました。そうすると、目標としては、今話されたようなイメージの川にしていくということを書かれて、今ここに書かれている内容、例えば、どこどこの調整池をどうするかといった事柄はもう1ランク下の当面の計画とか、もっと適当な表現があるかも知れませんが、そうした形にしておくほうがいいのではないかと思います。そうすると、それを受け取られる、特に住民の方のイメージも全く変わってくるように思います。今のものを見られると、「何だ、これは」という印象を受けられるのではないかなというように危惧します。そのようなお考えであれば、是非、このランクを変えて書かれるといいというように思います。

**【宮村座長】** ありがとうございます。どうぞ。

**【虫明委員】** 虫明ですが、実は、きょう何を議論していいかわからないのです。

全体の概要、いろいろなメニューを説明されまして、おそらく一番大もとの治水については、本川50分の1、支川30分の1というので、10ページにいろいろ主要メニューが出ているのですが、まず、なぜ50分の1なのか、30分の1なのかというあたりは、基本的な問題なので、ぜひご説明いただくというか、少なくとも委員会としてもその辺の理解はしておかなきゃいけないと思うのです。いろいろ細かい話については、今後どう進められるのか、ちょっとそのイメージが持てないから、どの辺まで質問したらいいかわからないので、ちょっと困っていたのですが、ほんとうに利根川・江戸川本川はいろいろな問題を抱えているわけです。それで、まず整備計画はどの辺まで書くのかということもあると思うのですけれども、これから何回ぐらい委員会をやって、それもどういうプログラムというか議題でやるかというようなことが、今お考えがあったら教えていただいたほうが議論しやすいという気がしました。それから、基本的に今日重要なのは、なぜ50分の1、30分の1かという話が基本的な問題じゃないかと思うので、そこを説明していただいて、今後の議論の予定を教えてください。

**【事務局：高橋河川計画課長】** まず、50分の1、30分の1でございますが、若干説明をさせていただきましたのは、現況の治水安全度から見ますと、利根川上流区間が30分の1程度、それから江戸川につきましては、分派量を考えますと40分の1相当ぐらいになるのかなと。利根川下流につきましては、10分の1とかそのぐらいの安全度になっておりますので、まず、そういった全区間のバランスを考えて、全体のバランスをとることが1点。それから、全体として底上げをしていかなきゃいけないだろうということを考えますと、現状で40数分の1ぐらいのところもありますので、これまでの予算の状況、それから事業の状況等をかんがみした場合に、おおむね30年間で整備できる可能性のあるところが50分の1相当ではないかと今考えているところでございまして、その本川の受けの50分の1に対して支川はどのぐらいまでいけるかということを見ると、やはりおおむね30分の1程度が妥当ではないかということで、今回、本川50分の1、支川系は30分の1という目標を掲げさせていただいたところでございます。それから、もう1点、今後の進め方でございますが、説明はさせていただいておりませんけれども、資料2というのを配布させていただいておりまして、こちらのほうに、今後整備計画でこういったものを私たちとして記載していきたいかというものを、文章ではなくて項目として書かせていただいております。こちらのものをベースにいろいろ今回ご意見をいただいたものを踏まえまして、次回は12月の中旬ぐらいを考えておりますが、その中で、整備

計画のたたき台みたいなものを示させていただいて、それを事前に見るといいですか、有識者の皆様のご意見を伺う。それとあわせて、一般の方にもそのときにご意見を、同時にいいですか、並行的になるとは思いますが、伺って、それをまた、いただいたご意見をその次の有識者会議で意見を取りまとめ、それから私たちとしての考え方もつけ加えさせていただいた上で、それを踏まえたたたき台を修文したものをまた出させていただく。そういった形のことを何回かやらせていただいて、よりよい整備計画をつくれるようなことを考えておるところでございます。

**【虫明委員】** 50分の1、30分の1というのが、おそらくこれからの予算のつきぐあいとかということも勘案したらそうなるような気もするのですが、もうちょっとわかりやすい説明はできないのですかね。というのは、利根川は大きいし、いろいろな形の洪水があるから言いにくいのか知りませんが、何年洪水、既往洪水のこういうものに対しては対応できるとか、例えば、福島の阿武隈なんかは昭和61年か3年の洪水を対象にしてとか、それがたまたま60分の1に当たるとか、何かもうちょっとわかりやすい説明ができないのかなという気がするのですが、何か考えていただければと思います。

**【事務局：高橋河川計画課長】** まさに虫明委員ご指摘のとおり、一般の方にわかりやすい表現ということは私たちも考えておりましたが、やはり利根川につきましては流域が大分広いということで、過去の台風等を見ても、いろいろな雨の降り方がございます。そういう観点から、ある特定の台風に対応しますという表現が果たして今回の利根川で妥当かどうかという議論も内部でしてまいりまして、その結果、やはり個別具体的なものを示すと、その当時の災害の印象ですとか、過去の状況をどうしても具体的にイメージしてしまう。逆にそれがわかりやすい部分ではあるのですが、変な特定の固定観念をされてしまうのではないかとということで、今回は全体的に見て50分の1相当で、そこに私たちとして説明をすれば、例えば利根川なんかは戦後2番目ぐらいの洪水流量になりますので、そういった説明はできるかとは思いますが、ただ、そこをメインに説明するのは、私たちとしては難しいのかなということを考えております。そういった部分についても、またこの場でもご意見等をいただければ、それを踏まえて、また私たちとしても考えていきたいと思っております。

**【宮村座長】** いいですか。きょうは何をやるのかみんなわからないで座っちゃっているというような感じだと思うのですが、というのは、初めて整備計画をご説明いただいて意見を言えといっても、なかなかそう意見が出るものじゃない。ただ、これは何回

が続くのでしょうから、とりあえず、この会で初めて聞いた計画について皆さんの意見を言っていて、それを事務局だけじゃなくて委員の方々もそれを理解して、お互いにどんな意見を持っているのか共通の認識をまず第1回目は持つというようなことが1回目の役割かなと、これは勝手に思っているのですけれども。ですから、今意見が出たように、次にどうするのかというのを後でちょっと時間をとっていただいて、これからどのような展開をしていくのか、これは会の冒頭の方法に関する意見と兼ね合いますけれども、その辺は後でご披露してください。とりあえず、そんなことなので、皆さんの意見をできるだけお出しいただきたい。どうぞ。

**【野島委員】** 水産のほうからの代表だということで。私は、今回の河川計画で、今までの治水、利水に加えて、初めて環境も入れていただいたということで、非常に期待しております。特に、基本方針の中で、上流から海域まで動植物の生息・生育環境の縦断的な連続性の確保に努めるといふ、ここにしびれているのですが、実は今日これを見せていただいて、12ページの河川計画の目標等についての環境のところでは、自然環境の保全のところの2番目なのですが、魚類の遡上・降下が困難となっている箇所においては、河川の縦断的な連続性を確保する、これは単に魚道だけに矮小化されている。縦断的な生息環境という、川の流れる水、それから下の川底の底質、それから川岸の形状等が含まれて、それが全部そろわないと、魚類とか生物の生息環境とは言わないんじゃないかなと。それについて、こういう矮小化された目標を掲げられるというのは、これは目標ですから、これ以上のものになるわけない。だから、具体的な計画がそこまで及ばないのはしょうがないけれども、目標とするところはもう少し、基本方針を越えるとは言いませんけれども、基本方針に追っつくぐらいの目標は立てていただきたいなと、それが期待して来ました水産からの切なる要望でございます。

**【宮村座長】** ありがとうございます。何かコメントありますか。

**【事務局：富岡河川環境課長】** このところなのですけれども、どうしても最初の意識が整備計画なものですから、どういった整備をしていくか、今後、そういったメニュー化というところにどうしてもこだわりがあったものですから、当面、この連続性を阻害しているような要因となっているところに対応を図っていかないといけないねと、これは事業化していかなければいけないねというので、こういう書き方をさせていただいたのですが、ご指摘のように、川全体を見詰めて、上下流の連続性という点をもう少しきちんと精神として書いておかないと、目先のメニューだけという先ほどのご意見もでございますので、そ

ういった記述とあわせて、少し分けた表現になるよう工夫していきたいと思っております。

【宮村座長】 ありがとうございます。ではどうぞ。

【三木委員】 千葉日報社の三木といいます。私は正直言いまして、新聞記者なものですから、河川がどうのこうのという専門的なお話は全くわかりません。それで、きょう、ここに来て初めていろいろな方の意見をお聞きしたのですが、ちょっと別の観点から申しますと、私は10年間、利根川ベリーの佐原というところにいました。そこで見てきたことなのですが、私のいた佐原に水郷十二橋というのがありました。観光名所で、きれいな場所なのです。娘船頭なんていうのがいまして、小舟に乗ってぎっちらぎっちらというのが名物でした。ところが、私が赴任していたころの十二橋というのは、自然の土手の護岸で、イチジクがあったり、ヨシが生えていたり、ものすごくよかった。それがいつの間にか、その護岸が垂直のコンクリート護岸になっちゃった。機能一辺倒の護岸になったものだから、風情が全くなくなっちゃったのです。そこに生息していたコイもなくなっちゃったし、タニシもなくなっちゃった、ドジョウもなくなっちゃった。そんな関係で、あの辺の田舎の風情というものがなくなっちゃったのです。非常に残念だなと思いました。一度垂直護岸にしちゃうと、小さな川というのはもうどうしようもなく、死んじゃったのです。風情が死んじゃったものですから、当然観光客が来ない。十二橋めぐりという、本来佐原なのだけれども、東京からわざわざいらっしゃるお客さんも、千葉県には来ないでみんな茨城の潮来に行っちゃうという、そういう経済方面までも影響を及ぼすちゃうというのを見てきました。それで、やはり自然の護岸というものは、ものすごく文化的にもいいし、生き物だなとほんとうに思っていますし、それと私は、どちらかという山登りのほうが専門なのです。利根川の源流、ほんとうの最初の一滴というところにも登りました。個人的に私の大好きだった沼田眞さんという植物学者が私に言ったのは、「森の木が魚を守るんだ」という事でした。川というのは人間で言うと血管なんだという話を伺ったことがあるのです。なるほどなと思いまして、やはり血管が腐っちゃうと、物も食えないし、出るものも出ない。よって、その血管をどうやって守るのかということが、河川整備じゃないか、私はそう思っています。そういう観点で、専門家の皆さん方とはちょっと違いますが、もしれないのだけれども、私は私なりの見方で参加したいな、こんな具合に思っています。

【宮村座長】 ありがとうございます。今、ご意見いただきましたが、特別に何かよろしいですか。それでは、関係都県の方も含めて、まだご意見をいただいてない方は、どうぞお出してください。最初の会議の案内をいただいたとき、10時から12時予定とは書

いてありましたが、大体予定というところはできるだけ守っていきたいと思いますので、時間があまり余裕がございませんので、ご意見がございましたらどうぞお出しください。

**【佐々木委員】** この整備計画も、事業の大半というのはどうしても治水施設になりまですね。私も環境の立場ですので、やはり治水の工事と環境というのは相反するところがあって、おそらく環境の点では、バリアフリーとか水辺の楽校とか再生保全計画となって、いわゆる地域区分がされていて、それは別なところでやるわけです。地域住民にとって一番重要なのが、その治水工事をやるところの環境をどうするか、方法論とか工法をどうやるかというのが極めて重要なのです。先ほどの魚の問題もそうですけれども、ここは治水だから、もう治水一辺倒で工事をやるんだとやられたら、それでもう環境は壊れてしまうわけです。我々の関心、地域住民の一番の関心は、その工事をどうやるのか、どのような工法でやるのかということだと思います。それで、先ほど清水先生からお話ががあったように、我々もいろいろな各ブロックで自然環境に関する委員会とかいろいろな場でいろいろな議論をしてきているわけです。例えば1つの例ですと、水際の整備をどうするかとか、改修の断面形状をどうするかとか、流域の自然環境のネットワークをどうするかとか、こういうことを各ブロックで皆さん議論してきているわけで、こういうことがどのように反映されるのかということを引きちとこの整備計画の中に位置づけていただきたい。簡単にいえばそういうことです。

**【宮村座長】** ありがとうございます。よろしいですか、事務局は。とりあえずいいですか。先ほど言いましたように、次回以降の予定の時間を少しとりたいと思います。今までのご意見を聞いていて共通しているのは、先ほど虫明さんが治水のところ意見を出しましたが、30分の1とか50分の1というのはどういう意味か、わかりにくい。バランスとかそれはそれで結構だとは思いますが、伝わってこないのは、30分の1だったらものすごく怖いのか、50分の1になったらずっと楽になるのか、管理者として、あるいは川の管理をつかさどっている者としての川に対する思いがなかなか伝わってこないということが各分野での皆さんの意見だったのだらうと思います。その辺、ぜひ次回以降、ご説明のときに少しわかりやすくしていただけたらと思います。とりあえず、次回あるいはこの会をどういうふうにしていくか。今日は、先ほども勝手に申しあげましたように、皆さんの意見が出て、共通認識を持って、次の会からもう少しお互いの意見、これは何か決めるわけでもないですけれども、でも、みんなの意見がわからないとなかなか意見を出しにくいものです。そういうような第1回目だと理解しているのですが、その辺



で、次回以降のことをちょっと事務局のほうからご説明していただくとありがたいのですけれども。

## 7. その他

**【事務局：高橋河川計画課長】** 次回につきましては、先ほど若干説明させていただきましたが、12月中旬ということで、12月18日を予定させていただいております。詳細につきましては、後日またご連絡させていただきたいと思っておりますが、次回の予定の会議の中では、整備計画のたたき台といいますか、皆さんにご意見をいただく上でたたきとなる原案を示させていただいて、有識者の方々からご意見をいただき、また、あわせて並行的に一般の方々に対してもそのたたき台のご意見をいただくような進め方で考えておるところでございます。また、今回、公開規定を定めていただきましたので、本会議の規約、公開規定、傍聴規定、本日の資料といったものにつきましては、利根川上流河川事務所のホームページ等におきまして公開させていただきたいと考えておるところでございます。また、本日の議事録につきましても、事務局で取りまとめた上で、出席者の皆様のほうにお送りさせていただいて、ご承認をいただいた後に、ホームページで公開させていただきたいと考えておるところでございます。以上で事務局からの説明は終わります。

**【宮村座長】** 今日の議事は、利根川・江戸川等における河川整備について、次回も同じということですか。何かもう少し具体的な内容があって、今、お伝えできるなら、それはそれで皆さんがまた意見を言う準備ができるかもしれないのですが。それは特別にないですか。

**【事務局：高橋河川計画課長】** 利根川・江戸川河川整備計画の、たたき台案になるのか、原案になるのかわかりませんが、そういったものをお見せさせていただいて、そのご意見をいろいろといただければと思います。

**【宮村座長】** 今日の資料の延長なんですか。これの詳細ということになるのですか。これの具体的な個別のものもということですか。

**【事務局：高橋河川計画課長】** 今回の議論をいただいた点で必要な資料につきましては、資料1のような形でまた次回説明させていただくことも考えてございますが、基本的には、資料2にございますように、こちらのほうでたたき台といいますか、整備計画で記載するような記述の項目立てだけさせていただいております。今回、その項目立てを文章としてどういう表現にするのかを、次回、今回のご議論を踏まえて出させていただければ

と思っております。

【宮村座長】 はい、わかりました。では、それを皆さん考えてきてほしいというのが宿題みたいなのですね。どうぞ。

【清水委員】 ちょっと資料を見せてもらって、くどいようですけれども、やはりここでの項目の中には、技術的、学術的な問題があって未解決なところを、先ほど浅枝先生の実験の面からも言われたし、福岡先生も治水の面から言われました。ぜひ、そういう未解決の部分を調査、モニタリングしながら、知見を踏まえて進めていくというプロセスも入れて頂きたい。すぐ物事をつくる方向で行くのではなく、そういうことも入れていただきたいたいと思います。よろしくお願いします。

【宮村座長】 ありがとうございます。要は、わかりやすくしないと意見が出にくいということをご心にかけていただきたいと思います。今日の1回目、予定時刻が来ましたが、その他何かありますか。特別になれば、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、第1回目の進行役をこれで終わることにいたします。どうぞ。

## 8 . 閉 会

【事務局：渡邊河川調査官】 それでは、長時間にわたりましてご議論ありがとうございました。以上をもちまして、第1回利根川・江戸川有識者会議を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。